

精米仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊松本駐屯地において調達する精米について適用する。

2 規格

- (1) 長野県産「こしひかり」または「あきたこまち」令和6年産とし、単一原料米とする。
- (2) 1等米100%とする。

3 搗精機関

「(財)日本穀物検定協会」の認証を受けていること。

4 搗精作業

- (1) 事前に連絡調整の上、納入日5日以内に、松本駐屯地から立会可能な場所で行うものとする。
- (2) 搗精作業の際、官側の立会を拒否、妨害及び駐屯地に納入される米と明らかに別の米の精米をする場合は、受領検査不合格とする。
- (3) 駐屯地に納入される精白米の元である玄米に「農産物検査法」に基づく表示のない場合、または違う表示が確認された場合は、受領検査不合格とする。
- (4) 搗精終了後、全ての精米の現物を確認して、封印を行なうものとする。
- (5) 玄米及び精米を各50g程度提出するものとする。

5 保管

玄米、精米ともに室内の清潔な場所で保管してあること。

6 納入要領

- (1) 納品書に下記書類を添付するものとする。添付しない場合は、受領検査不合格とする。
 - ア 品質証明書
玄米をどこから調達したかを証明するもので、「産地」「年産」「銘柄」「引取期限」等を記載したもの
 - イ 玄米仕入先（玄米仕入伝票）
玄米を購入した時の集荷業者等の仕入先が発行するもの
 - ウ 搗精台帳のコピー
納入された玄米の精米状況のわかる部分
 - エ 精米品質検査書
検査者名・検査機名を記載したもの
- (2) 納入時荷姿は、30kg三層クラフト紙袋詰を基準とする。
- (3) 納入される精米1袋ずつJAS法（農林物資の規格化及び品質の適正化に関する法律）に基づく「名称」「原料精米（産地、品種、産年及び使用割合）」「内容量」「精米年月日」「販売者（氏名または名称、住所及び電話番号）」を記入すること。
- (4) 納入時、30kg三層クラフト紙の糧食班倉庫内への搬入及び積み下ろしは、官側検査官立会の下、納入業者側で行なうものとする。

7 受領検査

精米の受領時の開封による精米の虫等の混入、または粒状質粒、着色米、被害粒が規定する量（「玄米及び精米品質基準」及び米穀公正取引推進協議会の定める業界の自主的ガイドラインを準用）以上であった場合、受領検査不合格とする。

8 その他

本仕様書記載内容について疑義がある場合は、契約担当官または給食担当官と協議し指示に従うものとする。

無洗米仕様書

令和6年11月29日

作成者 松本駐屯地業務隊

2等陸尉 松原 徹

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊松本駐屯地において調達する無洗米について適用する。

2 規格

- (3) 国内産うるち米
- (4) 亜糊粉層を残したもの

3 搗精機関

「(財)日本穀物検定協会」の認証を受けていること。

4 保管

玄米、無洗米ともに室内の清潔な場所で保管してあること。

5 納入要領

(5) 納品書に下記書類を添付すること。

ア 品質証明書

玄米をどこから調達したかを証明するもので、「産地」「年産」「銘柄」「引取期限」等を記載したもの

イ 玄米仕入先（玄米仕入伝票）

玄米を購入した時の集荷業者等の仕入先が発行するもの

ウ 搗精台帳のコピー

納入された玄米の精米状況のわかる部分

エ 無洗米品質検査書

検査者名・検査機名を記載したもの

(6) 納入時荷姿は、10kg袋詰を基準とする。

6 受領検査

無洗米の受領時の開封による虫等の混入、または粒状質粒、着色米、被害粒が規定する量（「玄米及び精米品質基準」及び米穀公正取引推進協議会の定める業界の自主的ガイドラインを準用）以上であった場合、受領検査不合格とする。

7 その他

本仕様書記載内容について疑義がある場合は、契約担当官または給食担当官と協議し指示に従うものとする。

- 1 適用範囲
本仕様書は、陸上自衛隊松本駐屯地において
- 2 規格
(1) 長野県産「こしひかり」または「あき
(2) 1等米100%とする。
- 3 搗精機関
「(財)日本穀物検定協会」
- 4 搗精作業
(6) 事前に連絡調整の上、納入日5日以
とする。
(7) 搗精作業の際、官側の立会を拒否、妨害
米をする場合は、受領検査不合格とする。
(8) 駐屯地に納入される精白米の元である玄米に「農産物検査法」に基づく表示のない場合、
または違う表示が確認された場合は、受領検査不合格とする。
(9) 搗精終了後、全ての精米の現物を確認して、封印を行なうものとする。
(10) 玄米及び精米を各50g程度提出するものとする。
- 5 保管
玄米、精米ともに室内の清潔な場所で保管してあること。
- 6 納入要領
(1) 納品書に下記書類を添付するものとする。
ア 品質証明書
玄米をどこから調達したかを証明する
記載したもの
イ 玄米仕入先(玄米仕入伝票)
玄米を購入した時の集荷業者等の仕入
ウ 搗精台帳のコピー
納入された玄米の精米状況のわかる部
エ 精米品質検査書
検査者名・検査機名を記載したもの
(2) 納入時荷姿は、30kg三層クラフト紙
(7) 納入される精米1袋ずつJAS法(農林
に基づく「名称」「原料精米(産地、品種、産年及び使用割合)」「内容量」「精米年月日」「販
売者(氏名または名称、住所及び電話番号)」を記入すること。
(8) 納入時、30kg三層クラフト紙の糧食班倉庫内への搬入及び積み下ろしは、官側検査官
立会の下、納入業者側で行なうものとする。
- 7 受領検査
精米の受領時の開封による精米の虫等の混入、または粒状質粒、着色米、被害粒が規定する量
(「玄米及び精米品質基準」及び米穀公正取引推進委員会の定める業界の自主的ガイドライン
を準用)以上であった場合、受領検査不合格とする。
- 8 その他
本仕様書記載内容について疑義がある場合は、契約担当官または給食担当官と協議し指示に従
うものとする。

金芽米も搗精はしている

東洋ライス株式会社も会員である
埼玉工場で搗精している
日本で技術も衛生面も優れている所
海自も搗精検査に来て驚いていた

昨年の気候で高温障害が起きている。
炊く前から(浸水前から)白色の米は、実が詰
まっていないので搗精時に割れたり砕けたりし
てしまう。搗精度は、通常89~90%である
が、今回は幅を持たせてほしい。

10kgポリ袋詰めになる。ロットナンバーを
印字させてもらう。

6(3)について、小売り(スーパー等)の場
合は必要になるが、業務用では不要となってい
る(〇〇法)ので、記載はない。必要な場合は
ロットナンバーと品質証明書で確認できる。

6(4)について、運送会社による納品で、ワ
ンウェイパレットでの納品となるので、積み下
ろしは官側で実施することになる。運送会社は
手伝わない。

